17 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じてはならず、又は1に規定する侵害を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)に規定するものの一方又は双方に限られる。

(i) 妥当な率の収益を伴う損害賠償金の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて妥当な率の収益を伴う損害賠償金を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

19 18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の関係法令に従い当該裁定を執行する。

20 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十五条

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十二条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。

(a) 当該措置をとる締約国が国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十六条

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第十七条

1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があった場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

第十八条

1 第二条の規定は、いずれかの締約国が、自国の租税に関する法令に従って与える待遇に差異を設けることを妨げるものではない。

2 第三条の規定は、一方の締約国に対し、第三国との間の相互主義に基づき、又は当該一方の締約国と第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、第三国の投資家に与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十九条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、千九百七十五年三月一日に東京で作成された経済及び技術協力に関する日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の協定第六条の規定に従って設置された合同委員会の枠組みにおいて、投資作業部会（以下「部会」という。）を設置する。部会は、投資に関連する事項であってこの協定に関係するものについて討議することを主たる任務とする。部会の任務の詳細については、両締約国によって合意される。

2 部会は、一方の締約国の要請があった場合には必要に応じて会合する。

第二十条

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、この協定を再検討するため、この協定の効力発生の後五年以内に相互に協議する。

第二十一条

両締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。